

(別表1)

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現 状	
(1) 地域の災害等リスク	
(洪水 : ハザードマップ)	
広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市洪水ハザードマップ」によると、当商工会が立地する地域において、概ね 200 年に 1 回起ころる大雨で、太田川流域において 2 日間の総雨量 396 mm の降雨があり、太田川が氾濫した場合、また、概ね 50 年に 1 回起ころる大雨で、安川流域において 1 日間の総雨量が 265 mm の降雨があり、安川が氾濫した場合を想定している。	
◆広島市洪水ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003240.html	
◆洪水ポータルひろしま https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx	
◆太田川河川事務所HP https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html	
◆広島県河川課HP https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html	
(浸水 (内水) : ハザードマップ)	
広島市が公表している「広島市浸水 (内水) ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治 21 年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は 1 時間雨量 121 mm である。	
なお、令和 7 年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水 (内水) ハザードマップの地図化の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改定後は、そちらを確認すること。	
◆広島市浸水 (内水) ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/suido-gesuido/1005966/1026319/1026321/1003118.html	
(土砂災害 : ハザードマップ)	
広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市の「土砂災害ハザードマップ」によると、祇園、山本、春日野、長東西エリアは、土砂災害警戒区域等に指定されている急傾斜地等が多く、がけ崩れや土石流の災害が生じる恐れがある。	
◆広島市土砂災害ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003244.html	
◆広島県土砂災害ポータルひろしま https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx	

(地震：防災マップ)

広島市地震被害想定報告書及び広島市地震防災マップによると、広島市に大きな影響を与えると想定される 6 つの地震は以下の通りである。

- (1) 南海トラフ巨大地震
- (2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
- (3) 五日市断層による地震
- (4) 己斐～広島西縁断層帯による地震
- (5) 岩国断層帯による地震
- (6) 広島湾～岩国沖断層帯による地震

このうち(3) (4) は最大震度 6 強、(1) (2) (6) は最大震度は 6 弱、(5) は最大震度 5 強の想定となっている。

◆広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>

広島市地震防災マップ

◆<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013472.html>

(その他)

祇園地区の中でも、山本地区は、昔から土砂災害が頻繁に発生している。 広島市安佐南区自主防災会連合会発刊の記録によると、古くは 1850 年（嘉永 3 年）に豪雨による山崩れが発生、その後の 55 年後の 1905 年（明治 38 年）にも豪雨による山崩れが発生している。

土砂災害の中でも 1926 年（大正 15 年）の水害では、降雨量は 340 mm を示し、一大音量とともに山津波が発生している。この災害で溺死者 24 名、流失家屋 21 戸、山崩れは 4 か所あったとされている。近年では、平成 26 年 8 月に発生した土砂災害では、祇園地区において幼い人命 2 名が失われ、広島経済大学内で土砂崩れがあり、イオンモール広島祇園や付近の学校での浸水被害があった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■新型インフルエンザ等対策（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業者数

(表1) 祇園町商工会地域の商工業者数等

商工業者数	2,339者（令和7年度商工会実態調査）
小規模事業者数	1,828者（令和7年度商工会実態調査）
会員数	784者（令和7年度商工会実態調査）

②当会の商工業者会員における業種別の商工業者数

(表2) 令和7年3月31日現在

商工業者数	
建設業	191
製造業	58
卸売業	20
小売業	98
飲食業・宿泊業	60
サービス業	221
その他	118
計	766

(3) これまでの取組

1) 広島市の取組

①防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画
(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)
- ・広島市地域強靭化計画
- ・広島市感染症予防計画

②防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

2) 祇園町商工会の取組み

①B C Pマニュアル策定

②危機管理マニュアル策定

- ③広島県中小企業共済協同組合と連携した火災共済等の加入促進
- ④広島県商工会連合会が主催する事業継続力強化計画策定セミナーへ参加
- ⑤中小機構が行う「ジギョケイ」策定・申請支援事業による勉強会の開催
- ⑦巡回や当会ホームページによる、会員事業者への事業継続計画策定の周知
- ⑧広島経済大学との地域連携協定による、会員事業者への事業継続計画策定の周知
- ⑨LINEWORKS および安否確認サービス2（非常時連絡網）の活用
- ⑩当会における感染症対策としてマスク・消毒液の常備、パーテーションの設置

3) 実施状況と評価

第1期計画の実施状況は以下のとおりである。

令和3年度は、会員事業者へ対し、各種セミナーの周知と参加を促し、理事会においては当地区的ハザードマップの説明を行い、自然災害対策の必要性を認識した。

令和4年度は経営指導員の巡回により、事業継続の取組の重要性を説明し、引き続きセミナーの周知と参加を促した。また、職員向けに様々な災害に対する火災共済等の研修を行った。

令和5年度は、引き続き、会員事業者への情報提供を行いながら、広島市安佐南区市民部地域起こし推進課と近隣商工会との連携体制について相互に意見交換を行った。

令和6年度も、引き続き、会員事業者への情報提供を行いながら、中小機構が実施している支援事業を活用し、役員と職員を対象に勉強会を行った。

令和7年度は、広島経済大学と地域連携協定を結び、大学の地域コミュニティFMを活用し、企業に時報CM協賛を募集する取組の中で、会員に対し事業継続計画策定の重要性を周知した。

当初、当商工会だけで会員への周知等を行っていたが、周知不足は否めなかったため、積極的に他団体と連携・協力することで、役員・職員のスキルアップや、当商工会だけでは行うことのできない幅広い情報発信を行うことができた。

・年度別事業継続力強化計画策定支援件数一覧表

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	3	4	5	8	8
実績件数	0	1	1	1	
達成率	0%	25%	20%	13%	

II 課 題

現状は、自然災害等においては、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にはおらず、加えて、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

会員への事業継続計画の周知についても、当会だけでは周知が不十分であり、他団体や専門家との積極的な連携・協力が必要である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目 標

- ・広島市や広島経済大学と積極的に連携し、管内エリアの小規模事業者に災害リスクの重要性、事前対策の必要性を認識させる。(別表4参照)
- ・自然災害のリスクに対応するため、損害保険の加入促進を図る。
- ・発生時の連絡調整を円滑に行うため、当会、広島県商工会連合会(以下、県連という。)及び広島市の間の被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかに復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業所BCP作成支援を他の支援機関と連携・協力して実施する。

【成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援対象事業者数	5者	8者	8者	10者	10者
BCP作成事業者数	3者	4者	5者	8者	8者

支援対象事業者数及びBCP作成事業者数は、災害が少ない当地域の状況を考慮した。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

<1. 事前対策>

- ・当会では、平成26年8月の広島土砂災害で多くの事業者が被災したことから、多発する自然災害等による様々なリスクから経営を守るために事業継続支援を行う。
- ・令和2年度に策定した「祇園町商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようとする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導相談時及び窓口相談時に、ハザードマップ等を用いて、事業所立地場所の自然等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・商工会の会報誌、ホームページの他、広島市広報等により、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険の概要、事業継続計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当会と地域連携協定を締結した広島経済大学の学生が運営するコミュニティFM「FMハムスター」にて、地域の防災・減災意識の向上を目的として、事業継続計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介および掘り起こしを行う。
- ・事業者B C P（取組可能な簡易なものも含む）の策定を実効性あるものにするため、専門家と協力しながら、効果的な指導、助言を行う。
- ・事業継続計画の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対し、事業継続に係るセミナーや、行政の施策の紹介、損害保険等の紹介を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、自らの事業継続計画を作成し、商工会 자체が被災した際でも、即時に地域小規模事業者の支援ができるよう備える。
- ・内容は、「祇園町商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）」の通り。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社、中小機構等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象にした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に対しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、コミュニティFM「FMハムスター」等のラジオ放送での周知、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・当会及び広島市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【目標数値】

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
BCP 支援事業者	5 者	5 者	6 者	6 者	7 者
フォローアップ数	10 回以上	10 回以上	12 回以上	12 回以上	14 回以上

支援対象事業者数及びフォローアップ数は、災害が少ない当地域の状況を考慮した。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、各関係機関との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は、祇園町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）に沿って実施する

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、BCPマニュアルをもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

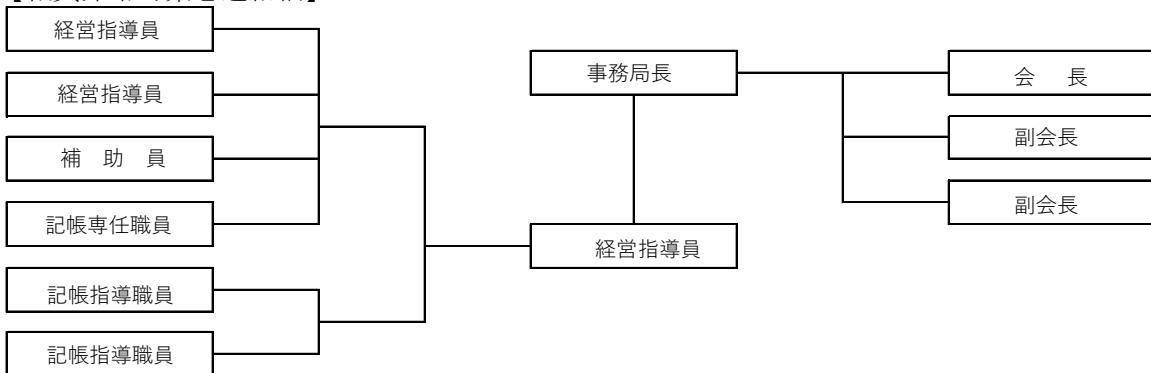
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に全職員の安否報告を行う。
- ・祇園町商工会事業継続計画（BCPマニュアルに記載のとおり）等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の情報を当会から県連へ報告した後、広島市に共有する。
- ・国内感染者発生時には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国や県等の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①安否確認サービス ②電話③メール等で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業者で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

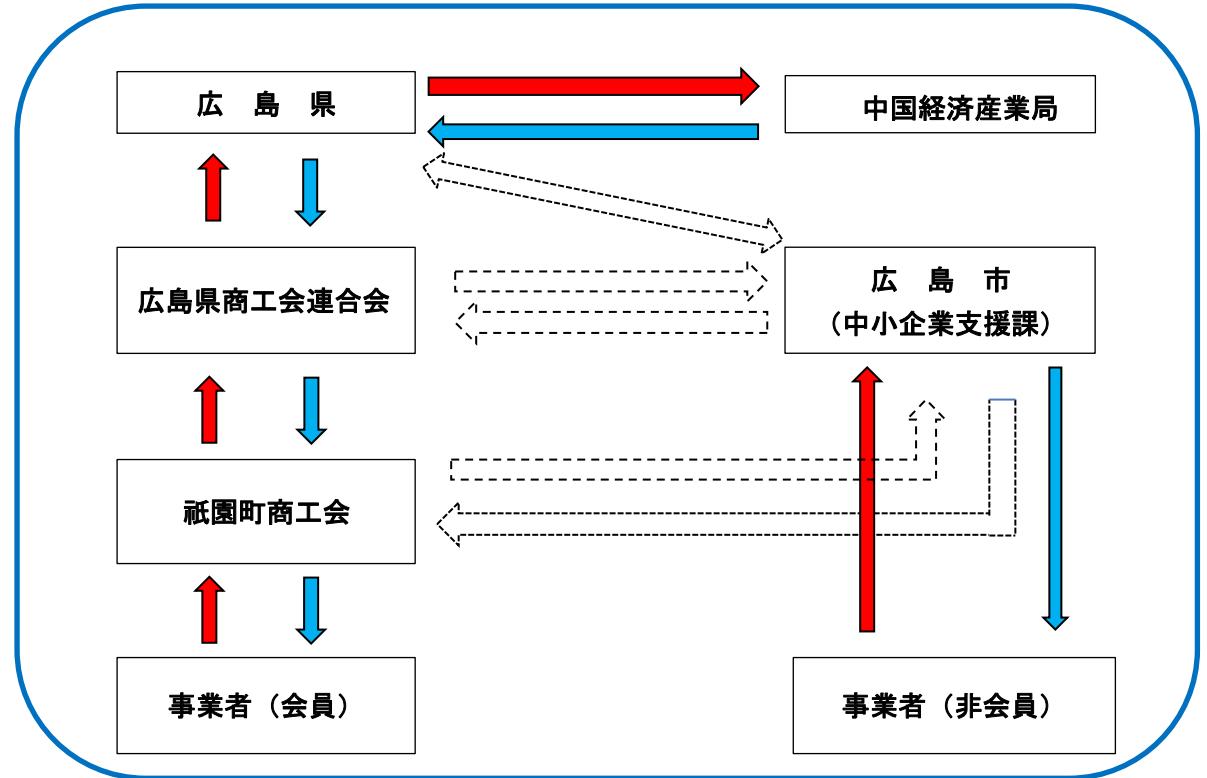
- ・本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

- ・感染症の場合は、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、県連へ報告した後、広島市に情報共有する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、県から報告の依頼があった場合は、当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法にて報告する。
- ・下図の流れ情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や広島県、広島市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県および広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和7年12月現在)
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)	
<p>祇園町商工会 事務局長</p> <p>祇園町商工会 経営支援課</p>	<p>広島市 経済観光局 産業振興部長</p> <p>広島市 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課</p> <p>広島市安佐南区 市民部 ・地域起こし推進課 ・区政調整課</p> <p>広島市 危機管理室</p>
<p>連携 連絡調整</p>	<p>連携 連絡調整</p>
<p>連携 連絡調整</p>	<p>連携 連絡調整</p>
<p>経営指導員</p>	<p>経営指導員</p> <p>経営指導員</p>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員等の氏名、連絡先 経営指導員 横谷 航 (祇園町商工会 TEL 082-875-3476)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組みの企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
①祇園町商工会 〒731-0138 広島県広島市安佐南区祇園2丁目48-7 安佐南区役所祇園出張所2階 TEL 082-875-3476 FAX 082-875-6245 E-mail:gion@hint.or.jp	
②広島市 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課 〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6-34 TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259 Email:syogyo@city.hiroshima.lg.jp	
③広島市安佐南区 市民部 地域起こし推進課 〒731-0193 広島県安佐南区古市一丁目33番14号 TEL 082-831-4926 FAX 082-877-2299 Email:am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp	
※その他 上記内容に変更が生じた場合、速やかに広島県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・専門家派遣費	175	175	175	175	175
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ作製費	100	100	100	100	100
・チラシ等郵送料	250	250	250	250	250
・防災・感染症対策費	125	125	125	125	125

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

pp

調達方法
① 補助金等収入（広島県、広島市、国）
② 会費収入
③ 特別賦課金
④ 受託料、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
・該当なし	
連携して実施する事業の内容	
連携して事業を実施する者の役割	
連携体制図等	